

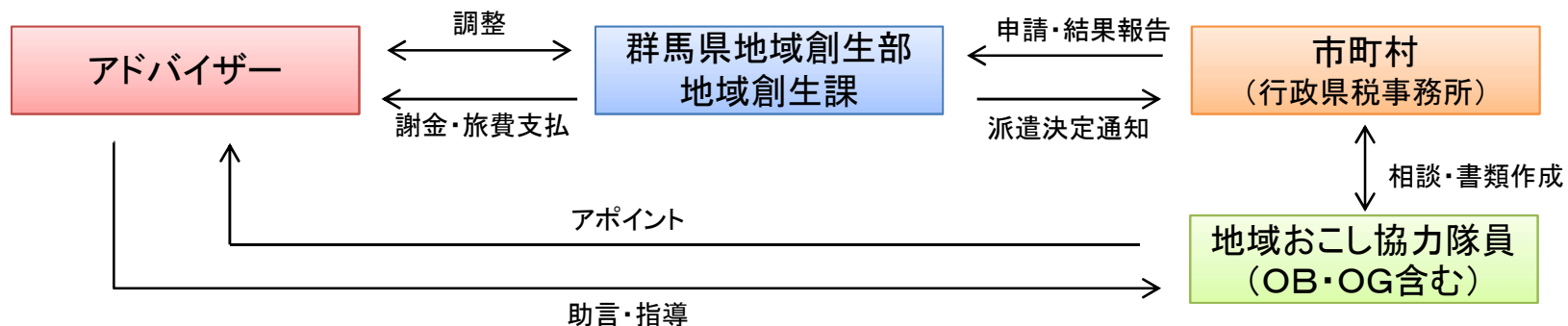
## 事業の趣旨

※アドバイザーの派遣は同一市町村・行政県税事務所につき年度内1回までとする

本県で活動する地域おこし協力隊員及びそのOB・OGに様々な専門知識や技能を有した者から直接、助言や指導を受ける機会を提供することで、地域おこし協力隊の活動内容の充実を図るとともに、隊員及びそのOB・OGが抱く思いやアイデアの実現を支援することにより、地域の活性化を図る。

## アドバイザー派遣の流れ

- ①地域おこし協力隊員(OB・OG含む)は市町村(行政県税事務所)担当者と相談の上、活用したいアドバイザーの目星を付け、アポイントを取る
- ②市町村(行政県税事務所)担当者は、アドバイザー活用申請書を作成し、県(地域創生課)へ提出する
- ③県(地域創生課)は内容を確認の上、アドバイザー活用申請を決定し、市町村(行政県税事務所)へ通知する
- ④県(地域創生課)はアドバイザーと謝金及び旅費、日程、概要について調整し、市町村(行政県税事務所)担当者へ連絡する
- ⑤市町村(行政県税事務所)担当者は、アドバイザーと調整を行いアドバイザーの受入れ準備を行う
- ⑥地域おこし協力隊員(OB・OG含む)はアドバイザーからアドバイス(講演・講習・技術指導等)を受ける
- ⑦市町村(行政県税事務所)担当者はアドバイザー活用結果報告書を作成し、県(地域創生課)へ提出する
- ⑧県(地域創生課)は活用結果報告書を確認の上、アドバイザーへ謝金+旅費を支払う



## 謝金及び旅費の基本額

○基本額 【謝金】30,000円+【旅費】上限12,000円(群馬県旅費規程に基づく実費相当額)

※アドバイザーによって謝金が基本額を上回る場合には大変恐縮ですが、不足分を負担願います。